

経済産業省

令和8年3月19日

各都道府県・指定都市高圧ガス保安担当課室長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
高圧ガス保安室長

高圧ガス保安法における容器と異なる耐圧試験圧力の附属品の装置について（注意喚起）

今般、以下のとおり、複数の容器所有者からの情報で、フォークリフト用のLPガス充填容器（溶接容器）に、高圧ガス保安法における当該容器の耐圧試験圧力に対応しない附属品が装置されていたという、安全確保上の懸念のある事案を確認いたしました。

- ・容器保安規則（以下、容器則）・容器保安規則の機能性基準の運用について（以下、容器則例示基準）等において一般附属品の規格は、
「安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動するものであること」（容器則第17条第1項第7号）や、「当該安全弁の装置される容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の十分の八以下の圧力を加えた場合、作動するものであること」等と規定されております（容器則例示基準別添10第9条第4項第1号等）。
- ・今回、耐圧試験圧力が2.9MPaのフォークリフト用のLPガス充填容器の所有者より、本来上記のとおり耐圧試験圧力が2.9MPaの容器用の安全弁（ $2.9\text{MPa} \times 0.8 = 2.32\text{MPa}$ で作動する安全弁）である必要があるところ、耐圧試験圧力が3.0MPaの容器用の安全弁（ $3.0\text{MPa} \times 0.8 = 2.40\text{MPa}$ で作動する安全弁）が装置されていたという報告がございました。

高圧ガス保安法では、附属品検査に合格し刻印をされた附属品が装置された容器に、高圧ガスを充填すること等を求めています。容器と附属品の組み合わせが適切ではない場合、容器内の圧力が上昇した際に適切な圧力範囲で安全弁が作動しないこと等により、危険な状況となるおそれがございます。

各都道府県・指定都市高圧ガス保安担当課室長におかれましては、本事案の発生を踏まえ、容器所有者や充填者のほか、附属品の付け替えを行う容器検査所に対して、附属品の付け替えにあたって、適切な容器と附属品の組み合わせであることを確認すること及びその管理体制を確認することを周知するとともに、適切な組み合わせでないことが明らかになった場合には、安全性への影響を確認のうえ、適切な措置を講ずるよう、注意喚起・指導を行ってください。

本件について、ご不明な点や判断が難しい案件がございましたら、経済産業省高圧ガス保安室まで速やかに報告してください。